

平成30年4月1日

日本学習社会学会『日本学習社会学会年報』及び『学習社会研究』全号電子化に伴う著作権移譲に関する告知（お願い）

日本学習社会学会（以下、本学会という）は、2004年の創設以来、『日本学習社会学会年報』および『学習社会研究』（以下、「両学会誌」という）を今日に至るまで刊行し、『日本学習社会学会年報』は第13号、『学習社会研究』は2号を数えます。これまで長きにわたり両学会誌を刊行できましたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

本学会では、現在理事会で既刊及び今後刊行される両学会誌の電子アーカイブ化に関し、準備を進めております。電子アーカイブ化とは、誌面を電子データ化し、インターネットウェブサイト上で公開することをいいます。これに当たって、電子化された論文等掲載物はすべてが公開されるため、（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）に規定された）著作権が本学会に帰属していることが条件となります。そのため、電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、電子アーカイブに搭載する全ての論文等の著作者からその著作権の一部（複製権、公衆送信権を含む）の許諾または譲渡を必要とします。

両学会誌の著作権に関しましては、関連する規程（「日本学習社会学会著作権ポリシー」及び「日本学習社会学会年報編集規程」）のなかで、論文の著作権が本学会に帰属することが定められておりますが、現在の規程以前に発行された創刊号以来の論文等掲載物につきましても、著作権は本学会に帰属させていただくと致したく、その確認を行いたいと思います。そのため本来であれば会員ならびに著者の皆様お一人ずつに「著作権の許諾手続き」を行なうべきではございますが、当該告知を以って著作権の譲渡をお願い申しあげる次第です。

万一、此の件に関しましてご了承できない場合、あるいはご不審の点がある場合は、2019年3月末日までに、本学会事務局担当者宛に文書または電子メール（下記参照）でお申し出いただくようお願い申し上げます。なお申し出のない場合には、ご了承戴けたものとし、電子アーカイブとして公開する時期が参りました段階で、論文等掲載物を掲載させて戴きたく存じます。

ただし公開後に置きましても、会員ならびに著者の皆様からの論文等掲載物の公開を辞退したいとお申出がございました場合、理事会で柔軟に協議させていただきます。

以上、会員ならびに著者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

日本学習社会学会
会長 佐藤 晴雄